

# 4月1日から、 市役所の組織を改正します。

照会先 職員課 ☎23-6814

市役所では、行財政改革や市民協働によるまちづくり、新エネルギー政策などを着実に推進するため、また市民の皆さんにとって分かりやすい組織にするために、行政組織を4月1日から改正します。主な改正の内容は、次のとおりです。

## ◎秘書課と広報課を、「秘書広報課」と「職員課」に再編 秘書広報課に「経営戦略室」を新設

秘書広報課	経営戦略室
	秘書係、広報係、国際係
職員課	人事給与係、研修係

- ・秘書係と広報係の連携により広報広聴活動を充実するために、2課を再編します。
- ・行財政改革を着実に推進するために、秘書広報課に「経営戦略室」を新設します。なお、企画政策課の行革推進室は廃止します。
- ・広報課が担当していた自治会関係の業務は、市民協働課で担当します。

## ◎商工課に「新エネルギー推進室」を新設

- ・小水力や太陽光発電、バイオマス利用など、新エネルギーの活用を推進するために、商工課に「新エネルギー推進室」を新設します。

## ◎まちづくり推進課を「市民協働課」に変更

- ・市民協働によるまちづくりを推進するために、まちづくり推進課を「市民協働課」に課名変更します。
- ・市民協働やまちづくりの重要な役割を担っていただく団体である自治会との連携強化を図るために、広報課が担当していた自治会関係の業務を、市民協働課で担当します。

## ◎市民健康課を「保健センター」に変更

- ・市民に分かりやすい組織にするために、市民健康課を改称し、市民に定着している「保健センター」という名称を課名にします。

## ◎スポーツ振興課を「スポーツ推進課」に変更

- ・スポーツ基本法の施行に伴い、さらに地域スポーツ、生涯スポーツなどを推進するために、スポーツ振興課を「スポーツ推進課」に課名変更します。